

## 海陽町ふるさとづくり寄附基金条例

### (設置)

第1条 ふるさとへの思いや海陽町のまちづくりへの共感を持ち、地域づくりへの参加ができるよう寄附された寄附金をもって、美しい自然環境を次世代に引き継ぐと共に、ふるさとの人々が生き生きと暮らすことのできる安心安全な社会を実現するため、海陽町ふるさとづくり寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。